

# 遮熱性舗装に関する特記仕様書

横浜市道路局

平成25年9月1日

本特記仕様書は、横浜市のヒートアイランド対策の一環として実施する、「すず風舗装整備事業」の遮熱性舗装に関する性能規定及び必要な基準について定めるものである。

## 1. 遮熱性舗装の性能規定及び基準値

(1) 本工事の遮熱性舗装（車道舗装）完成時の性能については、表1の基準値を確保すること。

表1（性能規定）

性能	測定方法	基準値
路面低減温度	接触型で路面温度測定	8 以上
すべり抵抗値	回転式すべり抵抗測定値	0.45 以上（60Km/h）
新設排水性舗装上の浸透水量	現場透水量試験	1,000 ml/15sec以上
既設排水性舗装上の浸透水量	既設の浸透能力に対する有効浸透水量	90%以上

## 2. 舗装施工後の性能規定評価

請負人は、舗装施工完了時、上記の表に示す性能規定について、監督員の立会いのもと、測定を行うこと。

なお、表に示す各性能の確認方法は、次のとおりとする。

### (1) 路面低減温度

気温30 以上でAM11:00～PM3:00迄の30分毎に舗装表面温度を計測し、遮熱性舗装をしていない近隣の同一条件箇所との温度差を算定すること。

その温度差は、各測定箇所の最大値の平均が「8 以上」であること。

### (2) すべり抵抗値

DFテスターを用い、すべり抵抗値が湿潤状態で「0.45」以上であること。

### (3) 排水性舗装に施工する場合

新設排水性舗装の表層に施工する場合、現場透水量試験で1,000 ml/15sec以上であること。

既設排水性舗装の表層に施工する場合、遮熱剤塗布前及び塗布後の測定を行い、既設の浸透能力に対し有効浸透水量については、90%以上であること。

### 3. 遮熱材料について

遮熱材料については、超速硬タイプ（約3時間以内）とし、施工中及び施工後においても地球環境に有害なものであってはならない。

遮熱材料は、遮熱性舗装として室内実験等で路面低減温度「8 以上」が工事着手前に書面をもって、その性能を証明すること。

また、区画線との視認性から色調については、原則暗灰色、濃灰色とし、明度については、日本塗料工業会標準色見本 N40以下とします。なお、その他の色の場合は監督員と協議すること。

### 4. 施工管理

#### (1) 品質管理

##### ア 路面温度測定

測定は、3,000㎡未満は6箇所、3,000㎡以上6,000㎡未満は12箇所、6,000㎡以上10,000㎡未満は20箇所とし、以後1施工単位ごとに同様に実施し、赤外線放射温度計による測定も可とする。測定箇所は監督員の指示による。

また、気温についても同上及び前記2 (1)の条件で地上1.5mの位置で百葉箱と同等の施設にて実施する。

なお、路面低減温度の計測について、施工時期や気象条件等やむを得ない理由により、前記2 - (1)によりがたい場合は監督員に計測方法(室内試験等)の計画書を提出し、承認を受けた場合はこの限りではない。

##### イ すべり抵抗値の測定

測定は、1車線100mごとに1箇所を設定し実施する。

##### ウ 路面表示

路面表示の施工及び養生については、マスキング等の措置を万全に行い、支障のないよう実施すること。

エ その他の品質管理は、土木工事施工管理基準によるものとする。

#### (2) 出来形管理

土木工事施工管理基準によるものとする。

### 5. その他

この特記仕様書に記載のないものは、監督員との協議による。